

## 住宅用家屋証明書の発行について（中古住宅）

### 1. 対象家屋の要件

- ◎取得後1年以内であること。
- ◎取得した者が居住すること。
- ◎登記床面積が50㎡以上であること。
- ◎併用住宅の場合、90%以上が居宅であること。
- ◎区分所有建物の場合、建築基準法上の耐火（準耐火）建築物であること。（木造・軽量鉄骨の区分所有建物については、確認申請書等により、耐火（準耐火）建築物であることの確認が必要です。）
- ◎新耐震基準に適合している居宅であること。（昭和57年1月1日以降築の家屋は新耐震基準に適合しているものとみなす）ただし、取得日以前2年以内に、耐震基準適合証明を受けていれば、建築年月日は問いません。

### 2. 必要書類

- ◎登記事項を確認できる書類
    - ・登記事項証明書（インターネットで取得した登記情報の場合は、照会番号・発行年月日が記載されたもの※原則、発行から100日以内のもの）
  - ◎登記原因証明情報（売買契約書+領収書などでも可）
  - ◎住民票の写し
  - ◎取得した家屋に居住する旨の申立書及びそれを証明する書類の写し（入居済の場合を除く）
- ※昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合は、耐震基準適合証明書、住宅性能評価書または既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の保険付保証明書